

“農のある暮らし”「飯能住まい」に関する Q&A

Q1： “農のある暮らし”「飯能住まい」とは、どのような制度ですか。

A1： 都市部へ通勤しながら自然が豊かな環境で子育てをするなど、“農のある暮らし”をされたい方が飯能市へ移住するための制度のひとつです。

Q2： “農のある暮らし”をしなければならないのですか。

A2： “農のある暮らし”「飯能住まい」は、“農のある暮らし”をされたい方を対象としております。

“農のある暮らし”をしないで飯能市に移住されたい方は、「飯能市空き家バンク」や「分譲宅地（保留地）販売情報」などを参考にしてください。

○飯能市空き家バンク

https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/akiya_reform/akiya_bank/3961.html

○分譲宅地（保留地）販売情報

お問合せ先：土地区画整理事務所 電話 042-973-8682

Q3： 住民票を移す必要がありますか。

A3： 飯能市に移り住んでいただくこととなりますので、住民登録の変更が必要となります。併せて、自治会への加入もお願いします。

○住民登録

https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminseikatsubu/shiminka/todokede_shomei_kyoka/1382.html

○自治会

https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/jichikai_community_shiminkatsudo_chiikishinko/jichikai/index.html

Q4： 飯能市に週末のみ滞在して、“農のある暮らし”をしても良いですか。

A4： “農のある暮らし”「飯能住まい」では飯能市に移り住む方を対象としております。

飯能市外にお住まいで、週末など短期間だけ飯能市に滞在することをお考えの方は、「飯能市空き家バンク」などをご利用ください。

Q5： 南高麗地区以外で、“農のある暮らし”ができますか。

A5： “農のある暮らし”「飯能住まい」とは、南高麗地区の一部を対象とした制度です。

南高麗地区以外で居住を希望する場合は、「飯能市空き家バンク」などを参考にしてください（Q2参照）。

なお、南高麗地区以外に居住しても、エコツアーへの参加や家庭菜園などを行うことは可能です。

Q6： “農のある暮らし”では、どのようなことをやれば良いのですか。

A6： 次の4つの支援メニューがありますので、ご自分の農業に対する習熟度や生活スタイルなどに合わせて選択できます。

- ・ 農業体験参加型
- ・ 家庭菜園型
- ・ 農園利用型
- ・ 農地利用型

Q7： 農業体験参加型とは、どのような支援ですか。

A7： エコツアー等を通じて地域の農業を体験していただくものです。

○飯能市エコツアー

<https://hanno-eco.jp/>

Q8： 家庭菜園型とは、どのような支援ですか。

A8： 住宅敷地の空きスペースを利用して菜園を作っていただくものです。

Q9： 農園利用型とは、どのような支援ですか。

A9： 市民農園などを利用していただくものです。
市内の市民農園のご利用についてのご相談は、飯能市農業振興課まで。

お問合せ先：飯能市農業振興課 電話 042-973-2122

Q10： 農地利用型とは、どのような支援ですか。

A10： 本格的な農業をしたい、あるいは就農したい方は、農地の利用権設定や取得^{*}が可能です。

※：農地の利用権設定や取得には、農地法等の手続きが必要です。

お問合せ先：飯能市農業委員会 電話 042-973-2122

Q11： 病院や小中学校、日用品が購入できる店舗は、近くにありますか。

A11： 地区内には南高麗診療所、南高麗小学校、南高麗中学校などがあります。
また、地区内にコンビニエンスストアや近隣にスーパーマーケット等があります。車で10～20分の距離に百貨店や商店街があります。

Q12： 住宅を建築するためには、どのような手続きが必要ですか。

A12： まず、「飯能市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」に即して「優良田園住宅の建設計画」の認定を受けていただく必要があります。
その後、都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用（建物敷地内に農地がある場合）、建築基準法に基づく建築確認などの手続きが必要です。

詳しくは、飯能市都市計画課移住支援室まで。

お問合せ先：都市計画課移住支援室 電話 042-973-2268